

東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について

平成19年3月23日
東京都地方独立行政法人評価委員会決定
平成20年3月21日幹事会 一部改正
平成20年11月25日幹事会 一部改正

この「基本的な考え方」は、今後、東京都地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）として、地方独立行政法人（以下、「法人」とする。）の業務の実績に関する評価を各分科会が実施するにあたっての基本方針や評価方法の基本などについて示したものである。

1 評価委員会の主な役割

(1) 各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下、「事業年度評価」という。）

評価委員会は、各事業年度において、中期計画に定められた各項目の実施状況の調査・分析をし、その結果を踏まえ、業務の実績の全体について総合的な評価を行う。

(2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下、「中期目標期間評価」という。）

評価委員会は、中期目標期間において、中期目標に掲げた各項目の達成状況の調査・分析をし、その結果を踏まえ、業務の実績の全体についての総合的な評価を行う。

(3) 中期目標期間の終了時の検討

評価委員会は、法人の業務の特性に配慮しつつ、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うにあたっての意見を行う。

2 事業年度評価

(1) 評価の基本方針

中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。

評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく社会に示す。

法人の業務運営の改善・向上に資する。

都民への説明責任を果たす。

(2) 評価方法の基本

法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

項目別評価

(ア) 中期計画の達成に向けた法人の事業進捗状況・成果を年度計画の項目ごとに、次の評語の考え方に基づき「1」～「4」の4段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

(評語の考え方)

「1 年度計画を順調に実施している」

- 「 2 年度計画を概ね順調に実施している」
- 「 3 年度計画を十分に実施できていない」
- 「 4 業務の大幅な見直し、改善が必要である」

(イ)(ア)を原則とし、法人の業務の特性に応じて4段階以外の評語を付加することができるものとする。独自の評語を設定した場合は、法人の「業務実績評価(年度評価)方針及び方法」に明記する。

全体評価

項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の進行状況全体について、次の例を参考に記述式により評価する。

(例)

- 「 ~特筆すべき業務の進捗状況にある 」
- 「 ~優れた業務の進捗状況にある 」
- 「 ~概ね着実な業務の進捗状況にある 」
- 「 ~業務の進捗状況に遅れが見られる 」
- 「 ~業務の進捗状況に大幅な遅れが見られ業務の改善が必要 」

など

(3) 評価の進め方

業務実績の検証

法人から提出された業務実績報告書等を基に検証するとともに、法人からヒアリングも実施する。

分科会による評価結果の決定

各分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果を決定する。

なお、各分科会において、法人による事実確認などの方法をとることにより、適正な評価に努めるものとする。

3 中期目標期間評価

(1) 評価の基本方針

中期目標の達成状況を確認する。

評価を通じて、法人の業務運営状況を分かりやすく社会に示す。

業務を継続させる必要性、組織の在り方、その他組織及び業務の全般にわたる検討に資する。

都民への説明責任を果たす。

(2) 評価方法の基本

法人の評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

項目別評価

(ア) 中期計画の達成状況・成果を中期計画の項目ごとに、次の評語の考え方にに基づき「1」～「4」の4段階で評価する。なお、特筆すべき点があればコメントを付す。

(評語の考え方)

- 「1 中期目標の達成状況が良好である」
- 「2 中期目標の達成状況が概ね良好である」
- 「3 中期目標の達成状況がやや不十分である」
- 「4 中期目標の達成状況が不十分であり、法人の組織、業務等に見直しが必要である」

(イ)(ア)を原則とし、法人の業務の特性に応じて4段階以外の評語を付加することができるものとする。独自の評語を設定した場合は、法人の「業務実績評価(中期目標期間評価)方針及び方法」に明記する。

全体評価

項目別評価を踏まえつつ、法人の中期計画の達成状況全体について、次の例を参考に記述式により評価する。

(例)

- 「～特筆すべき業務の達成状況にある」
- 「～優れた業務の達成状況にある」
- 「～概ね着実な業務の達成状況にある」
- 「～やや不十分な業務の達成状況にある」
- 「～不十分な業務の達成状況にある」

など

(3) 評価の進め方

分科会による事前評価の実施

中期目標期間の最終年度が開始するまでに、法人から提出された業務実績報告書等を基に検証するとともに、必要に応じて法人からヒアリングも実施する。

各分科会での審議を通じて、それまでの業務実績に関する事前評価を行い、各分科会で評価結果を決定する。事前評価においては、中期目標の達成状況及びその効果を分析し、次期中期目標の検討に資する意見を述べるものとする。

評価にあたっては、「(2) 評価方法の基本」を原則とし、各分科会で法人の業務の特性に応じて具体的な評価方法を定める。

分科会による評価結果(案)作成

各分科会で法人から提出された業務実績報告書や事前評価の結果等を基に検証するとともに、法人からヒアリングを実施する。

各分科会での審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果(案)を取りまとめ

る。なお、各分科会において、評価結果（案）の内容について、法人による事実確認などの方法をとることにより、適正な評価に努めるものとする。

評価委員会による評価結果の決定

各分科会による評価結果（案）を基に、評価委員会による審議を通じて、項目別評価及び全体評価の評価結果を決定する。

4 その他

この「基本的な考え方」については、必要に応じ、幹事会の決定を経て、改正することができるものとする。